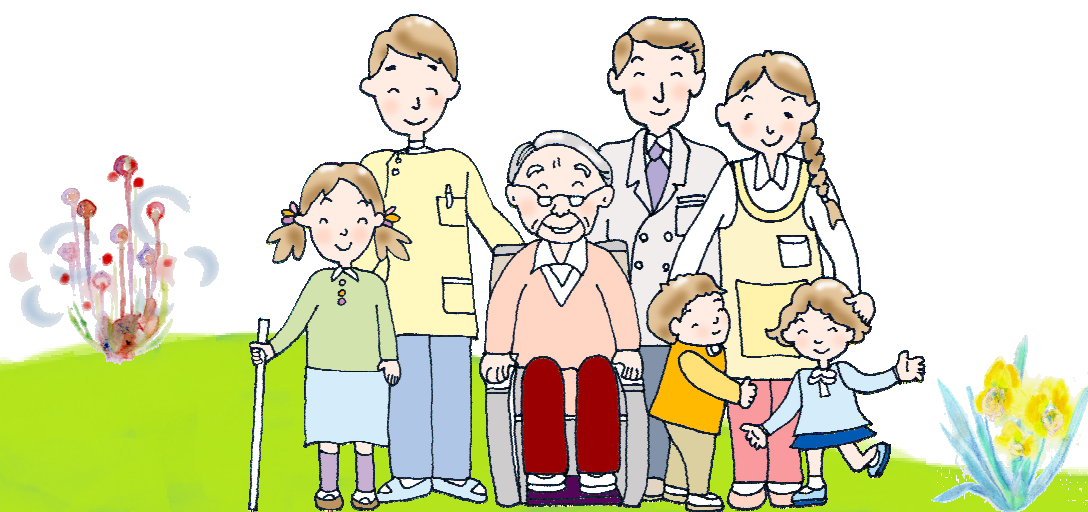


# 第5期 一宮市障害福祉計画

(含 第1期一宮市障害児福祉計画)

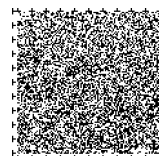
H30 → H32



障害福祉施策の推進には、障害のある人自身だけでなく、  
障害のある人を取り巻くすべての人の理解と協働が必要です。  
この計画の対象は、一宮市の市民、事業所、行政機関などの  
すべての個人・団体です。

平成30年3月

一宮市





# 障害福祉計画・障害児福祉計画とは？

## なぜ計画をつくったの？

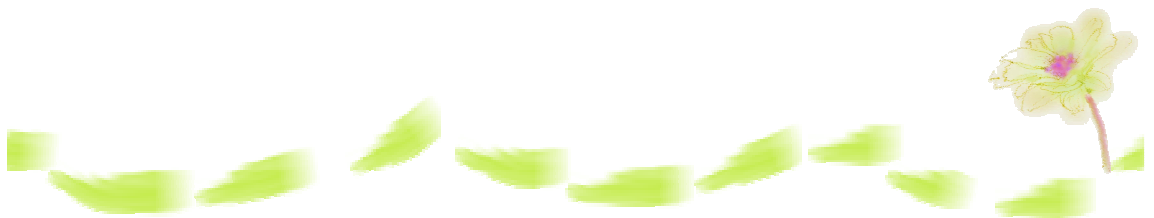
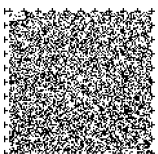
前回の計画(第4期一宮市障害福祉計画)が策定された平成 26 年度以降、障害のある人を取り巻く制度や法律は大きく変化しています。

### ■ 第4期計画策定以降の国の動向

年	主な制度・法律	内容
H27	難病法の施行(1月)	医療費助成の対象となる指定難病の種類を拡大
H28	障害者差別解消法の施行(4月)	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	改正障害者雇用促進法の施行(4月) ※一部平成30年4月施行	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の成立(5月) ※平成30年4月施行	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	成年後見制度利用促進法の施行(5月)	成年後見制度利用促進基本計画の策定、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置等
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置(7月)	地域課題解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用等
	発達障害者支援法の改正(8月)	発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

前回の計画が平成30年3月をもって期間満了を迎えることから、国の動向や社会情勢、障害のある人のニーズの変化等を踏まえ、新たなこの計画を策定しました。

また、この計画は、「障害福祉サービス」だけでなく、「児童福祉法」に基づくサービスの目標値や見込み量を明らかにする「障害児福祉計画」も一体的に策定するものとします。

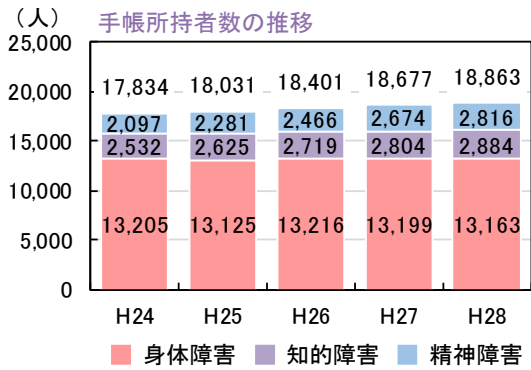




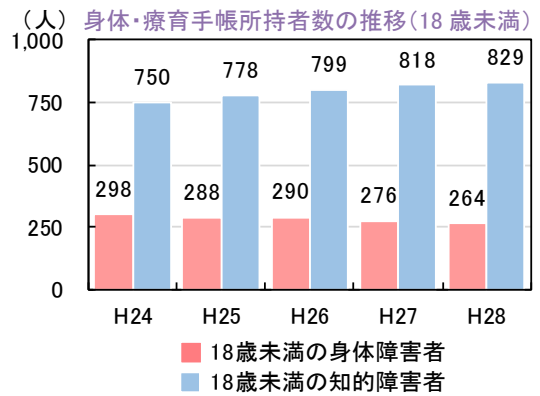
# 一宮市の障害福祉を取り巻く現状は？

## 障害のある人の状況は？

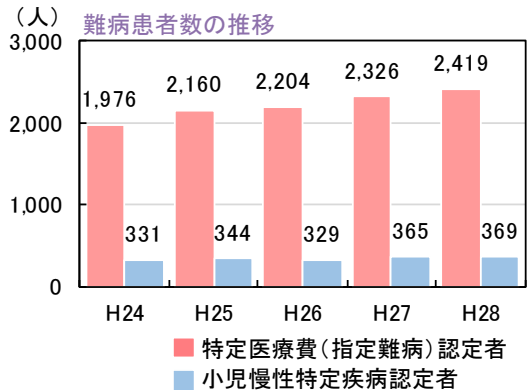
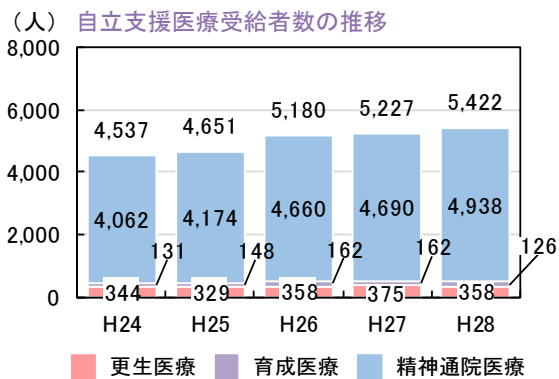
手帳所持者は増加傾向。  
特に精神障害で増加割合が高い。



18歳未満の知的障害のある人は  
年々増加している。



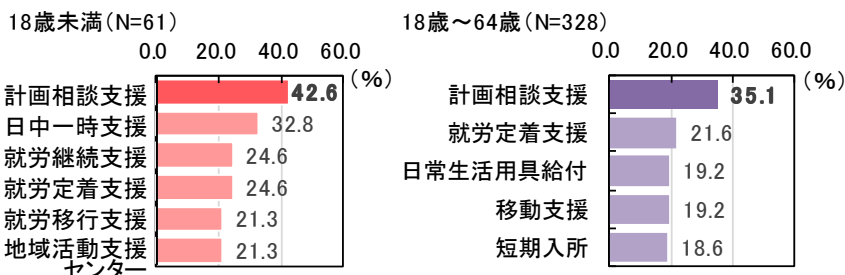
手帳を所持している人だけでない自立支援医療受給者と難病患者も増加傾向にある。



### 自由意見からの声

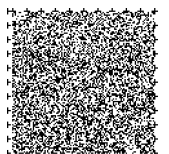
## 市民の声は？

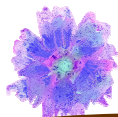
サービスの利用意向は、相談支援や就労系サービスで高い。



資料：第5期一宮市障害福祉計画（含 第1期一宮市障害児福祉計画）策定のためのアンケート調査（平成29年度）

- ・市も加わった成年後見人制度を普及する組織づくりを進めてほしい。
- ・児童発達支援センターについて、人材不足で事業が円滑に実施できない状況である。
- ・親の高齢化に伴い子どもの就労や自立の必要性を特に感じる。





# 計画の基本理念と重点戦略

## 計画の基本理念

本計画の基本理念は「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」とし、障害のある人もない人も、誰もが同じ一宮市民として、お互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、地域の中で共に育ち、いきいきと暮らせるまちをめざします。

## 計画の重点戦略

本計画の重点戦略とそれぞれの取り組み方向は以下のとおりです。

### 自立して生活ができる就労と住まいの確保

取り組み方向

- (1) グループホーム建設補助の継続
- (2) 一般就労受け入れ先の開拓
- (3) 人材の確保、育成

1

### 児童発達支援体制の強化

取り組み方向

- (1) 児童発達支援センターを中心とした障害児の支援体制の強化
  - ① 支援者の育成及び医療的ケアの必要など、重度の心身障害児の受け入れ体制の確保
  - ② 児童発達支援センターの複数化の検討

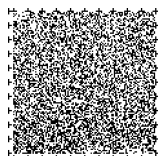
2

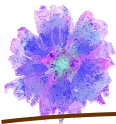
### 相談支援体制の強化と権利擁護の推進

取り組み方向

- (1) 相談窓口の機能充実
  - ① 相談支援専門員、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の増加
  - ② 相談窓口の周知
- (2) 地域包括支援センターとの連携等による、介護保険・障害福祉サービスの利用の円滑化
- (3) 成年後見センター設置に向けた研究
- (4) 障害者差別解消法、障害者虐待防止法の理念の浸透を図るための周知・啓発（広報掲載、講演会開催等）

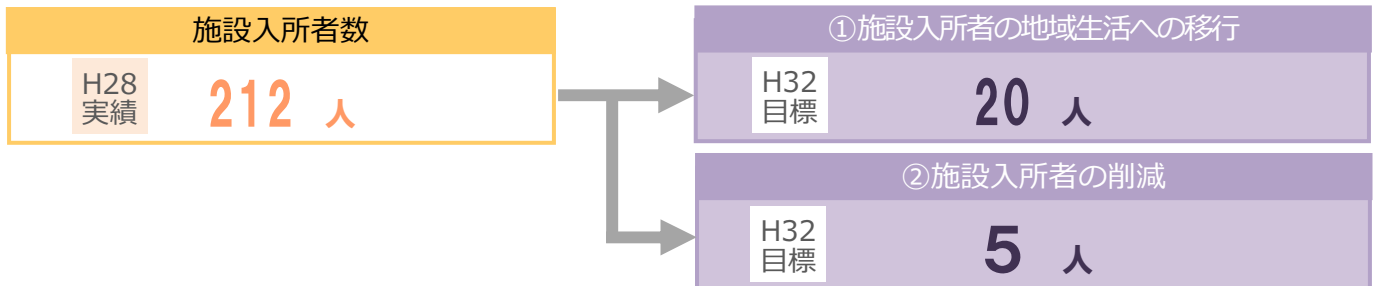
3





# 計画の成果目標

## ■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行



## ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

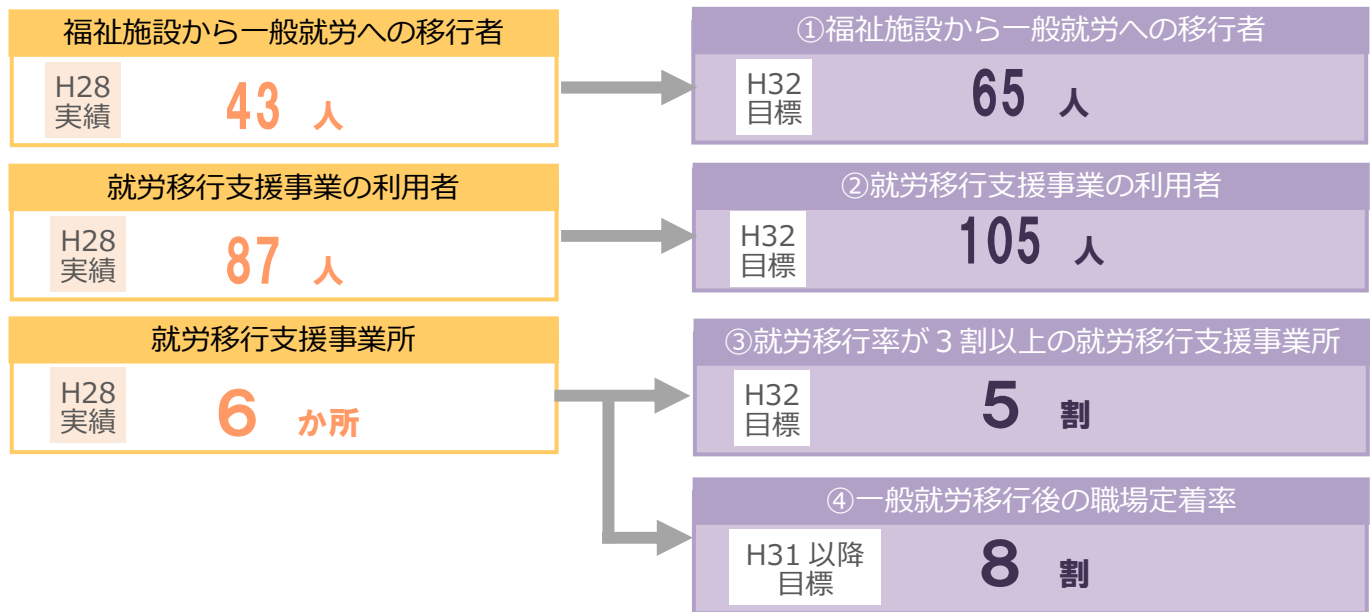
H32目標 自立支援協議会の場を活用し、設置をめざす。

## ■ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等

H32目標 既存の体制の充実をめざす。

## ■ 福祉施設から一般就労への移行等



## ■ 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター等

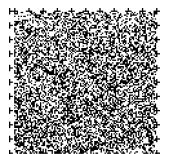
児童発達支援センター	保育所等訪問支援
H32目標 複数化を検討するとともに、既存の児童発達支援センター（1か所）の機能充実を図る。	さらなる事業所数の増加を図る。

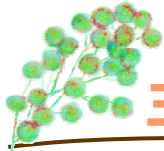
②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

H32目標 既存の事業所の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

H32目標 既存の協議の場について、構成員の充実など、さらなる機能充実を図る。





# 主なサービス見込み量と確保方策

## 障害福祉サービスの見込み量

### ■ 訪問系サービス

サービス名	単位	H30	H31	H32
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・ 行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	713	762	817
	時間/月	15,647	16,814	18,072

### 見込み量を確保するための方策

事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。また、県が実施する研修等への参加を促進し、自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

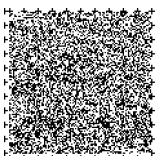
### ■ 日中活動系サービス

サービス名	単位	H30	H31	H32
生活介護	人/月	816	835	854
	人日/月	16,450	16,833	17,216
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	2	2
	人日/月	34	34	34
自立訓練（生活訓練）	人/月	19	19	19
	人日/月	261	261	261
就労移行支援	人/月	105	113	121
	人日/月	1,830	1,970	2,109
就労継続支援（A型）	人/月	352	367	382
	人日/月	7,067	7,368	7,669
就労継続支援（B型）	人/月	517	596	688
	人日/月	10,051	11,599	13,385
<b>新</b> 就労定着支援	人/月	43	43	43
療養介護	人/月	39	45	52
短期入所	人/月	181	191	202
	人日/月	1,114	1,180	1,250

### 見込み量を確保するための方策

事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。就労系サービスはアンケート調査から18歳未満の障害のある人において需要が大きくなっているため、適正なサービス量を確保できるようニーズの収集に努めるとともに、新たな事業所参入も含め、サービス提供基盤の確保に努めます。

短期入所については、受け入れ側の人員不足によりニーズに十分対応できていない現状があります。アンケート調査からも提供体制の充実が求められていることから、県が実施する研修等への参加を促進し、自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。



## ■ 居住系サービス

サービス名	単位	H30	H31	H32
新 自立生活援助	人/月	2	5	10
共同生活援助（グループホーム）	人/月	342	373	404
施設入所支援	人/月	199	193	187

### 見込み量を確保するための方策

共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者や長期入院者等の地域への移行の方針に基づき、今後も利用の伸びが想定されるため、事業所への整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

## ■ 相談支援

サービス名	単位	H30	H31	H32
計画相談支援	人/月	578	597	616
地域移行支援	人/月	3	6	10
地域定着支援	人/月	3	6	10

### 見込み量を確保するための方策

計画相談支援は、アンケート調査結果からも高いニーズがみられる一方で、相談支援専門員の不足が課題としてあがっています。相談支援専門員の養成に努め、適正なサービス量の確保を図ります。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者や入院中の精神障害のある人等の地域移行にあたって重要なサービスとなるため、施設入所・入院等からの地域生活への移行に向けた普及・啓発を行うとともに、県が指定する一般相談支援事業所との連携のもと、地域生活への移行を促進します。

## 地域生活支援事業の見込み量

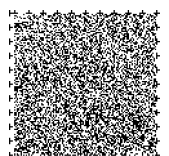
サービス名	単位	H30	H31	H32
地域活動支援センター事業	人/月	152	156	160
	時間/月	2,207	2,262	2,319
移動支援事業	人/月	482	538	601
	時間/月	3,144	3,512	3,923
日中一時支援事業	人/月	144	142	140
	回/月	1,028	1,011	995

### 見込み量を確保するための方策

地域活動支援センター事業は、利用者のニーズに応じたサービス内容の検討やサービス量の確保と質の向上に努めます。

移動支援事業は、障害特性に合わせた移動支援の提供を図ります。ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、自立支援協議会と協力してヘルパーの研修実施などに努めます。

日中一時支援事業は、長時間の利用などニーズの多様化に対応できる支援体制を検討します。



## 児童福祉法に基づくサービスの見込み量

サービス名	単位	H30	H31	H32
児童発達支援	人/月	376	401	426
	人日/月	3,168	3,378	3,589
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	8	8	8
放課後等デイサービス	人/月	831	923	1,015
	人日/月	8,824	9,801	10,778
保育所等訪問支援	人/月	20	21	23
	人日/月	31	34	36
新 居宅訪問型児童発達支援	人/月	3	6	10
	人日/月	12	24	36
障害児相談支援	人/月	185	199	215

### 見込み量を確保するための方策

個々の障害特性にそった特色ある支援ができるように働きかけます。また、支援の質の向上のため、自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援は、事業所の新規参入への働きかけを進め、受け皿の拡大に努めます。

障害児相談から得られた地域課題の解決には、多様な関係者との連携が必要となることから、児童発達支援センターを中核とした重層的な連携体制の強化に努めます。



## 計画の推進体制

毎年の実績は自立支援協議会へ報告し、その意見等を踏まえ、計画・推進方策の見直しを実施します。

PDCAサイクルの結果は、障害のある人や障害福祉事業者などの関係者のほか、一般市民に向けて広く公開します。閲覧者が理解しやすいよう工夫し、自立支援協議会で使用した資料等もできる限り、ウェブサイト等で公開していきます。

### 第5期一宮市障害福祉計画(含 第1期一宮市障害児福祉計画)【概要版】

発行:一宮市

編集:一宮市福祉部福祉課

所在地:〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

T E L:0586-28-8619

F A X:0586-73-9124

発行年月:平成30年3月

